

就学援助制度のお知らせ (2024年度)

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

横浜市教育委員会

就学援助制度とは何ですか？

子どもが横浜市立小・中・義務教育学校へ通う時にはらうお金で困っている保護者の人(お父さん、お母さん)は、子どもが学校で勉強するためのお金をもらうことができます。給食のお金も0円になります。学用品費(学校で使うもののお金)、修学旅行のお金などをもらえます。子どもが学校に通えるようにする制度です。就学援助のお金が欲しい人は、この紙を読んでください。申請書(申し込みの紙)を子どもの学校に出してください。

1 就学援助のお金をもらえる人

就学援助のお金をもらう理由	
① 生活保護のお金をもらっている(がんばっても生活するお金が足りないときに生活するためのお金をもらっている)	(子どもが修学旅行に行く年の人 または 教育扶助をもらっていない人)
② 2023年4月よりあとに生活保護のお金をもらえなくなった	(家族が変わったことで、生活保護を受けられなくなった人はもらえません。)
③ 児童扶養手当(18歳までの子どもをひとりで育てている親がもらえるお金)をもらっている	(児童手当や特別児童扶養手当とはちがいます。児童扶養手当をもらいはじめた日が2024年4月から2025年3月までのとき、もらえるお金が変わります。)
④ お金のことで困っている	(仕事でもらえるお金が少ない人。援助のお金をもらえるかどうか横浜市が調べます。) 4を読んでください。

2 就学援助費の種類ともらえるお金(1年でもらえるお金)

※もらえるお金とは違うことがあります。

もらえるお金の種類	小学校		中学校		クラブ活動費(クラブ活動のお金)	卒業アルバムのお金	学校給食費(給食のお金)	学校病いりょうひ医療費(学校で決められている病気をなすときに、病院で使ったお金)	日本スポーツ振興センターに保護者の人が払うお金
	1年	2~5年	1年	2~3年					
入学準備費(学校に入る時の準備のお金)	63,100円 ※小学校に入る前にももらっていない人	—	79,500円 (購入券のお金も入っています)	—	—	—	—	—	—
学用品費(学校で使うもののお金)	16,680円 (1期5,560円)	18,950円 (1期6,316円)	30,200円 (1期10,064円)	32,470円 (1期10,820円)	—	—	—	—	—
校外活動費(学校の外で使うお金と一泊する時)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
修学旅行のお金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
クラブ活動費(クラブ活動のお金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
卒業アルバムのお金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学校給食費(給食のお金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学校病いりょうひ医療費(学校で決められている病気をなすときに、病院で使ったお金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—
日本スポーツ振興センターに保護者の人が払うお金	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1年	63,100円 ※小学校に入る前にももらっていない人	16,680円 (1期5,560円)	79,500円 (購入券のお金も入っています)	—	—	—	—	—	—
2~5年	—	18,950円 (1期6,316円)	—	—	—	—	—	—	—
6年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育扶助をもらっている人	—	—	—	—	—	—	—	—	—
1年	79,500円 ※小学校6年生の時にももらっていない人	30,200円 (1期10,064円)	—	—	—	—	—	—	—
2年	—	32,470円 (1期10,820円)	—	—	—	—	—	—	—
3年	—	—	—	—	—	—	—	—	—
教育扶助をもらっている人	—	—	—	—	—	—	—	—	—

使ったお金 ※学校に申し込むと、治療券がもらえます

給食を0円で食べることができます

4月に申し込みをして、援助を受けることが決まった人は、0円になります。

- *1 「入学準備費」：小学校1年と中学校1年の子どもがもらえます。
小学校に入る前に小学校の「入学準備費」をもらった人と、小学校6年で中学校の「入学準備費」をもらった人は、もらうことはできません。
小学校の入学準備費をもらった人で、入学準備費ではないお金がほしい人は、申請書（申し込みの紙）を、学校に出してください。もらえないこともあります。
- *2 「学用品費等」：宿泊を伴わない校外活動費（学校の外での活動、勉強のために使ったお金）、通学用品費（学校に通う時に使うもののお金。入学準備費をもらった人はもらえません）、PTA会費（PTAのお金）、生徒会費（生徒会のお金）
学年の途中で横浜市ではない場所から横浜市に引っ越しして来た時は、もらえる期間が1年より短いので、もらえるお金も少なくなります。
- *3 「宿泊を伴う校外活動費」：交通費・見学料の中で、保護者が払ったお金がもらえます。
- *4 小学校の「クラブ活動費」：クラブ活動で使った材料費などのお金がもらえます。
- *5 「学校給食費」：給食が休みのとき（夏休み、給食室の工事など）はもらえません。
小学校と中学校の「学校給食費」：就学援助を受けることが決まってから、給食を0円で食べることができます。
くわしいことは「8 小学校給食費について」と「9 中学校給食費について」を読んでください。
- *6 「学校病医療費」：学校病（学校で決められた病気。トラコーマ、結膜炎、白せん、疥せん、濃痲疹、中耳炎、慢性副鼻腔炎、アデノイド、むし歯、寄生虫病）をなおすために病院に行く時は、治療券がいます。治療券は学校でもらいます。病院に行く前に、学校に話してください。
- ※ 就学援助のお金を銀行の口座に振り込むため、銀行の正しい名前・番号を書いてください。銀行の番号などをまちがえると、お金がかかることがあります。
- ※ 学校納入金（学校にはらうお金）を払っていないときは、就学援助のお金を学校納入金に使うことがあります。

3 申し込み方法

就学援助のお金が欲しい人は、「11 申請書の書き方、書く時に注意すること」を読んでください。
「令和6年度就学援助申請書」を書いて、学校に出してください。必要なときは書類（紙）をいっしょに出してください。
申請書をもっていないときは、学校に聞いてください。

提出先	子どもが通っている学校 担当：学校の事務職員	
受付期間	当初申請 (4月に申し込む)	4月 詳しいことは、学校からのお知らせを読んでください。
	追加申請 (あとから申し込む)	2024年7月から2025年の2月28日まで

- * 子どもが2人より多くいる人は、子ども1人に1枚の申請書を出してください。
- * お金がほしいときは、毎年、申し込みます。申請書を学校に出してください。

4 「④お金のことで困っている」を選んだ人

お金をもらえるかどうかを確認します（所得基準）

2023年に、同じ家でいっしょに暮らす人の、仕事でもらうお金（所得）の合計が、下の表の金額（所得基準額）より少ない人は、お金をもらえます。

世帯（家族）によって、計算の方法がかわることがあります。（下に書いてある「所得の控除について」を読んでください。）

（世帯（家族）については「11 申請書の書き方、書く時に注意すること」*3を読んでください。）

家族の数 (人)	2	3	4	5	6	7	8	9	10
所得基準額 (もらえるかどうかを決める金額)	250万円	303万円	344万円	396万円	442万円	500万円	548万円	598万円	628万円

- 所得とは、仕事でもらうお金のことで、課税（非課税）証明書の紙の「総所得金額」の数字です。
会社からお金をもらっている人は、源泉徴収票の「給与所得控除後の金額」の数字です。自分で会社を作って仕事をしている人は確定申告書の「所得金額等の合計」の数字です。
- 同じ家でいっしょに暮らす人の仕事でもらったお金の合計が、上の表より少ないかどうかわからない人は、申し込みをしてください。横浜市教育委員会で調べます。
- 所得の控除について

下の表に書いてある人・世帯（家）は同じ家でいっしょに暮らす人の仕事でもらったお金の合計から、控除額の欄に書いてある金額を引いてください。金額を引いてから、就学援助のお金がもらえるかどうかを決めます。

家の状況	控除額（所得の合計から引く金額）
A ・給与所得（会社からお金をもらう） ・公的年金等所得（年金をもらっている） のどちらかか両方をもらっている人、	一人につき所得から最大10万円 （仕事でもらうお金（所得）が10万円より少ない場合は、その金額）
B ひとり親世帯（お父さんかお母さん、どちらか一人で子どもを育てている人）か お父さんかお母さんではない人が子どもを育てている	35万円
C 仕事をして会社からお金をもらっている人が2人より多くいる	会社からお金をもらっている人、一人につき最大35万円（お金を一番かせいでいる人はそのままの金額です） （仕事でもらうお金（所得）が35万円より少ない場合は、その金額）
D 個別支援学級か特別支援学校に通う子どもがいる	個別支援学級か特別支援学校に通う子ども一人につき35万円
E 障害がある人（障害者手帳、療育手帳（愛の手帳）等を持っている人）がいる	障害がある人、一人につき35万円 （Dに当てはまる人は除きます）
F 医療費控除（病院ではらったお金が多いため、税金が安くなる制度）をした	医療費控除の金額

【例】お父さん（会社からもらうお金：300万円）、お母さん（会社からもらうお金：170万円）、おばあさん（所得：0円）、兄（個別支援学級に通っている）、本人（子ども）。5人で同じ家に住んでいます。
医療費控除額（F）が12万円の世帯（家）の場合、同じ家で一緒に暮らすの人が仕事でもらったお金の合計は470万円です。上の表の、所得基準額の396万円より多いです。就学援助を受けることができません。

控除額は次のようになります。

A：（父）10万円＋A：（母）10万円＋C：35万円＋D：35万円＋F：12万円、合計102万円。

同じ家で一緒に暮らすの人が仕事でもらったお金の合計から、控除額を引きます。

（470万円－102万円＝）368万円がこの世帯（家）の所得基準額となります。上の表より少ないので、就学援助を受けることができます。

● 源泉徴収票で所得金額（仕事でもらったお金）を確認する

令和5年分 給与所得の源泉徴収票		会社からお金をもらっている人は、この金額から最大10万円を引いた金額で、決めます。 ※いくつかの会社で働いている人や、年末調整を受けていない人は、この金額ではありません。市町村で決めた所得金額で決めます。		
支払を受ける者	住所又は居所 横浜市〇〇区〇〇一丁目2番3号	氏名		
種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計金額	源泉徴収税額
給与	円 3,372,235	円 2,280,400	円 1,140,298	円 53,000

● 2024年の所得で決める場合

家族がケガや病気で働くことができなくなったので、2024年の所得で就学援助を受けたい人は、2025年1月から2月28日までの間に申し込むことができます。2024年の源泉徴収票または確定申告書控を出してください。
就学援助を受けることが決まったら、2024年4月からの就学援助のお金をもらうことができます。

5 所得等の確認の同意

次の【条件】のうちどれかに当てはまる人で、教育委員会が行う所得等の確認に同意できる人は証明書はいりません。

【条件】	<ul style="list-style-type: none"> ● 2024年1月1日に、横浜市で住民登録をしていて、住民票と同じ名前で税金を払っている人、住民票の情報から横浜市が持っている税金の情報を確認できる人 ● 横浜市で児童扶養手当をもらっている人や、これからもらう予定の人
------	--

左に書いてあることに当てはまらない人は、「6-2 添付書類」を読んでください。

「所得等の確認」とは？

児童扶養手当をもらっているかどうかや、課税証明書の内容を、教育委員会を確認します。同意（確認しても良いと決めること）が必要です。18歳より大きい人が対象です。
上に書いてある【条件】に当てはまらない人は確認ができません。そのため、同意はいりません。

《同意する場合の申請書の書き方》

申請者（申し込む人）は、申請書に名前を書いてください。ハンコを押してください。

同じ家にいっしょに住んでいる人は、名前の右側の同意欄に名前を書くか、ハンコを押してください。

外国人の人は、ハンコがなければサインをしてください。

6 提出書類 (申し込みの時に出す書類 (紙))

6-1 提出書類 (学校に出す書類/紙) について

該当理由 (就学援助のお金をもらえる理由) (1 ページを読んでください)	提出書類 (申し込みの時に出す書類 (紙))
① 生活保護を受けている	申請書だけで申し込むことができます。
② 2023年4月よりあとの生活保護を受けられなくなった	申請書だけで申し込むことができます。
③ 児童扶養手当を受けている	申請書だけで申し込むことができます。 6-2 を読んでください。必要な場合は、書類 (紙) をいっしょに出してください。 (※申し込みをするときは、児童扶養手当のお金をもらっている人が申請者 (申し込みをする人) になってください。)
④ その他、お金のことで困っている	申請書だけで申し込むことができます。 6-2 を読んでください。必要な場合は、書類 (紙) をいっしょに出してください。

- 税金の情報から所得が確認できない場合は、所得等の確認に同意した人も、あとで書類を出してください。
- 上の表の④の理由で申し込む人の中で、**2024年になってから、離婚や死別などで同じ家に住む人が変わった人**は、お話を聞くことがあります。書類を出すことがあります。お金がもらえる時期が遅くなる場合があります。
- 上の表の④の理由で申し込む人の中で、2024年の所得で申し込みをする時は、「6-2 添付書類 (申請書といっしょに出す書類 (紙)) について」を読んでください。必要な書類 (紙) といっしょに、申し込んでください。

6-2 添付書類 (申請書といっしょに出す書類 (紙)) について

次の人は、必要な書類 (紙) があります。申請書といっしょに出してください。

◆ 該当理由③児童扶養手当を受けている

他の書類が必要な人	必要な書類
所得等の確認に同意しない人 または 児童扶養手当のお金をもらっている人が申請者ではない場合	・ 児童扶養手当証書のコピー (有効期限が切れていないもの。原本ではなく、コピーを用意してください。)

◆ 該当理由④その他、お金のことで困っている

他の書類が必要な人	必要な書類 (原本またはコピーを出してください。)
所得等の確認に同意しない人 または 5の【条件】に当てはまらない人	当初申請 (4月に申し込む人) 次の書類の中から1つを出してください。 ・ 令和5年分 (2023年分) 源泉徴収票 (年末調整されているもの) ・ 令和5年分 (2023年分) 確定申告書控 1, 2 表 (e-Tax の場合は申告内容確認票) (受付印など受け付けをした記録があるもの)
	追加申請 (7月よりあとに申し込む人) 次の書類の中から1つを出してください。 (書類は6月よりあとにもらえます) ・ 令和6年度市民税・県民税課税 (非課税) 証明書 (省略のないもの) ・ 令和6年度市民税・県民税特別徴収税額通知書 ・ 令和6年度市民税・県民税税額決定納税通知書
令和6年 (2024年) の所得証明書を 出す人	令和6年 (2024年) の源泉徴収票または確定申告書控 1, 2 表 (e-Tax の場合は申告内容確認票)

(注) 源泉徴収票は、他に所得がある時や、その年に仕事をはじめたり、やめたりした場合は使えません。

(注) 家族の扶養に入っていない18歳より大きい人の証明が必要です。

(注) 書類について、内容を確認します。書類を他に出すこともあります。

7 結果のお知らせとお金がもらえる時期

審査結果（お金がもらえるか、もらえないか）は学校からお知らせします。

当初申請（4月に申し込み）をした人は、7月下旬にわかります。書類が足りない人やお金をもらえない人にも、お知らせします。

詳しいことは学校からお知らせします。

もらえるお金の種類	入学準備費	学用品費等	宿泊を伴う 校外活動費	修学旅行費	クラブ活動費		卒業アル パム代等	学校給食費
					小学校	中学校		
第1期（4～7月分） 7月下旬ころに もらえます	○ （まとめて） （小1・中1だけ）	○	行った後にももらえます。 （行った後、数か月後）		—	○	—	0円に なります
第2期（8～11月分） 11月下旬ころに もらえます	○ （小6だけ）	○			—	○	—	
第3期（12～3月分） 3月中旬ころに もらえます	—	○ （金額の調整あり）			○ （1年にか かるお金）	○ （金額の調整あり）	○ （小6・中3だけ）	

* お金がいつもらえるかは、表に書いてあります。日にちが少しずれることがあります。

* 書類を出すのが遅かった場合は、第2期よりあとに、まとめてもらうことがあります。

* 中学校入学準備費の購入券（学校で着る制服を買う時に使う券。小学校6年生の子どもがもらえます）は2025年1月に配ります。

* 中学校の「学校給食費」について、詳しいことは「9 中学校給食費について」を読んでください。

8 小学校の給食費について

8-1 就学援助を申し込んでいる間の小学校給食費

- ◆ 2024年3月まで就学援助のお金をもらっていた人
 審査結果が届くまで、0円です。お金を払いません。
 給食費が0円になっている人で、給食のお金を払いたい人は、学校に聞いてください。
- ◆ 2024年にはじめて申し込む人、2024年3月まで就学援助のお金をもらっていない人
 審査結果が届くまで、給食費を払います。
 就学援助のお金がもらえることが決まったら、払った給食のお金が返ってきます。
- ◆ 新1年生（1年生になる人）
 2023年4月から2024年3月まで、子どものお兄さんやお姉さんが小学校に通っていて、2024年3月まで就学援助のお金をもらっていたとき、審査結果が届くまで、お金を払いません。

8-2 審査の後の小学校給食費

【就学援助をお金してもらえることが決まった人】0円になります。
 決まる前に小学校給食費を払っていたときには、お金が返ってきます。返ってくる時は次の表を見てください。
 （学用品費のお金がもらえる時と小学校給食費が返ってくる時はちがいます。）

審査結果のお知らせが届く日	返ってくるお金のお知らせが届く日	返ってくるお金	銀行にお金が入る日
7月下旬	9月中旬	先に払ったお金	9月下旬
9月中旬～10月中旬	12月中旬	先に払ったお金	12月下旬
11月中旬～3月中旬	4月中旬	先に払ったお金	5月上旬

【就学援助を受けることができない人】次の表に書いてあるお金を、まとめて払ってください。（金額は予定です）

審査結果のお知らせが届く日	払うお金のお知らせが届く日	払うお金	銀行から引き落としします
7月下旬	8月中旬	18,400円（5月期～8月期）	8月29日
9月中旬まで	10月中旬	27,600円（5月期～10月期）	10月29日
10月中旬まで	11月中旬	32,200円（5月期～11月期）	11月29日

【10月になっても、審査結果のお知らせが届かない人】下の表に書いてあるお金を、まとめて払ってください。

-	11月中旬	32,200円（5月期～11月期）	11月29日
---	-------	-------------------	--------

9 中学校の給食費について

9-1 中学校の給食費

「中学校給食注文システム」で給食の注文をします。Webやスマートフォンから注文します。
 就学援助のお金がもらえることが決まった人は、0円になります。
 （中学校給食の注文アカウントを持っている人は、登録しているメールアドレスに案内のメールが届きます。はじめて中学校給食を使う人は、就学援助のお金がもらえることが決まったあとに、学校から使い方の案内が届きます。）

9-2 就学援助を申し込んでいる間の中学校給食費

- ◆ 2024年3月まで就学援助のお金をもらっていた人
 2024年7月31日まで、中学校給食が0円です。就学援助のお金をもらえることが決まった人は、そのあとも0円です。
 もらえないことが決まった人は、夏休みのあとに注文した給食から、お金を払います。
 就学援助の申し込みが4月にできなかった人は、夏休みのあとに注文した給食から、お金を払ってください。
- ◆ 2024年にはじめて申し込む人、2024年3月まで就学援助のお金をもらっていない人
 2024年度（2024年4月～2025年3月）の就学援助のお金がもらえるかどうかが決まってから、給食が0円になります。

(給食が0円になることが決まった人は、注文システムの登録をしてください。登録ができれば、給食の注文が自動的に始まりません。)

もらえないことが決まった人は、お金を払ってください。

9-3 申し込む時に、書類（紙）が足りなくて、もらえるかどうかわからないとき

◆2024年3月まで就学援助のお金をもらっていた人

2024年度（2024年4月～2025年3月）の就学援助のお金がもらえるかどうかが決まるまでは、0円です。

就学援助のお金がもらえることが決まった人は、そのあとも0円です。

もらえないことが決まった人は、結果のお知らせが届いてから、お金を払ってください。

◆2024年にはじめて申し込む人、2023年4月から2024年3月までに申し込みをしたけれどももらえなかった人

就学援助のお金がもらえるかわからないときは、お金を払います。就学援助のお金がもらえることが決まると、給食が0円になります。

(給食が0円になることが決まった人は、注文システムの登録をしてください。登録ができれば、給食の注文が自動的に始まりません。)

10 そのほか・気をつけること

* 学校は、子どもが安心して学校に通えるように、申し込みの内容や結果のお手紙について、プライバシーに気をつけます。

* 就学援助の申し込みをした後に、申請書に書いたことが変わったときは、すぐに学校へ伝えてください。

(子どもが生まれた時・結婚した時・離婚した時など、いっしょに住んでいる家族が変わった場合。)

* ウソをついたり、申し込みの紙に書いたことが違うとわかったときには、お金がもらえなくなります。

もらったお金を子どものためではないことに使ったときも、お金がもらえなくなります。

それまでもらったお金も学校に返してもらうことがあります。

11 申請書（申し込みの紙）の書き方、書く時に気を付けること

- *1 申請書の上の部分に、申請者（申し込みお父さん・お母さん）が書いてください。申請欄は、学校長への事務の委任（手続きをお願すること）、教育委員会による所得等の確認への同意になります。よく読んでから、書いてください。
- *2 右上に子どもの名前を書いてください。子ども1人につき、申請書が1枚、必要です。
- *3 就学援助制度を申し込む時は、子どもと申請者（保護者）の他に、家の状況（家族の名前など）書きます。

世帯状況の部分に、同じ家でいっしょに生活をしている人を書きます。

- いっしょに住んでいる人（住民票の世帯が別の場合も、書いてください。）
- 仕事などでいっしょに住んでいないけれど、同じお金を使っている人（親権者の人はいっしょに住んでいない場合も書いてください）
- 生活の面倒を見ている、遠くに住んでいる親戚

生活保護と似ている制度のため
いっしょに住んでいる人や、同じ
お金を使っている人は、同じ世帯
として調べます。

- *4 お金を受け取る方法は、第17号様式の1（受領申出書）のあてはまるところに☑を書きます。
口座振込（銀行でお金をもらう）を希望する人は、下にある口座振込依頼書を書きます。
口座振込依頼書には銀行の名前や口座番号を書きます。
申請者の名前と、銀行の口座名義人は同じです。

(記入例)

横浜市教育委員会教育長
私は、次の理由により就学援助を申請します。
なお、援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関することは校長に委任します。
また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。(※)
令和 6 年 4 月 10 日 申請者氏名欄に必ず押印して下さい。

学校名 港町 小学校 1 年 1 組

フリガナ 横浜 太郎 父 横浜 二郎

氏名 横濱 太郎 父

現住所 横浜市 中 区 本町6丁目 50 番地の 10

フリガナ 横濱 二郎

氏名 横濱 二郎

生年月日 2011 年 12 月 12 日

☐ 平成 ☑ 西暦

個別級在籍 障害等級 障害年金受給状況等 個別級

電話番号 ○○○(×××)△△△△

障害年金受給

昭和 ☑ 平成 54 年 10 月 2 日 西暦

職業 会社員

※所得等の確認は、ご本人の同意に基づいて行います。申請者の方が確認に同意されない場合は、申請文にある「また、教育・・・同意します」の部分をご削除してください。

世帯状況：上記「①児童生徒」「②申請者(保護者)」以外の世帯員全員(記入日現在)を記入してください。
(祖父母、同居人等の同一住所の方についても忘れずに記入してください。)

世帯員氏名 (上記児童生徒・申請者以外)	児童生徒との 続柄	所得等の確認について (18 歳以上の方のみ)	生 年 月 日	個別級在籍・障害等級 障害年金受給状況等	職業及び 在学学校名
横濱 花子	母	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 横濱 花子	大正 ☐ 昭和 ☑ 平成 ☑ 令和 ☐ 西暦 ☐ 57. 6. 10	個別級在籍 障害等級 障害年金受給状況等	パート タイマー
横濱 一郎	兄	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム)	大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☑ 西暦 ☑ 2009. 4. 20		B2 港町中学校 3 年
関内 一男	祖父	同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム) 関内	大正 ☐ 昭和 ☑ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦 ☐ 25. 11. 16		障 3 級 なし
		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム)	大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦 ☐		
		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム)	大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦 ☐		
		同意する場合は本人の印または署名 (フルネーム)	大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和 ☐ 西暦 ☐		

上記世帯員のうち、申請者と異なる住所の方がいる場合、その方の氏名及び住所をお書きください。

添付書類がある場合は☑をしてください
例 所得を証明する書類など

小学校 1 年生・中学校 1 年生で下記に該当する方のみ☑をしてください。
☑ 他都市において、受給・申請を含む入学準備費に関する手続きを、申請日現在、申請児童生徒本人について行っている
※兄弟姉妹の受給・申請ではありません。

③ 全員ご記入・ご回答ください (該当する項目に☑をしてください)

【該当理由】

☐ ①現在、生活保護を受けている【理由 1】

☐ ②令和 5 年 4 月以降、生活保護が停止または廃止になった【理由 2】

☐ ③児童扶養手当を受給または申請中である【理由 3】
※児童手当・特別児童扶養手当のことではありません

☑ ④その他経済的に困っている【理由 4】 → 下記の該当する項目に☑をしてください

☐ ひとり親家庭だが 児童扶養手当を受給できない (☐基準を超える所得がある ☐遺族年金受給 ☐同居者がいる)

その他: ☐離職 / ☐死別 / ☐離婚 (年 月) ←日付を記入してください

☑ 高額な医療費がかかる ☐ 扶養家族が多く、経済的に困難である ☐ 職業が不安定なため経済的に困難

☐ 収入が減少した・少ないため ☐ 病気や家庭の事情で思うように働けない ☐ その他 ()

ア 学校に出す日を書き添えてください。

イ 申請者の人は、必ず名前(フルネーム)を書き添えてください。ハンコがなければ、サインをしてください。(外国人)

ウ 子どもから見た続柄(関係)を書き添えてください。例・父母、兄、姉、弟、妹、祖母、祖父など

オ 入学準備費を他の都市でもらっている人、①に書いた子どもが小学校 1 年生・中学校 1 年生の場合は☑を書き添えてください。

エ 「身体状況」障害者手帳等を持っている場合は「障〇級」、個別支援学級に通っている場合は「個別級」と書いてください。
障害年金をもらっている場合は「障害年金受給」と書いてください。

カ 申請理由...あてはまる理由 1~4 のどれかひとつに☑を書き添えてください。【申請理由 4】の人は、続けて、あてはまる項目を書き添えてください。

12 よくある質問 しつもん

Q1 きょうだい 兄弟がいます。しんせい 申請はそれぞれ必要ひつようですか？

A1 ひつよう 必要しんせいです。申請書は子ども1人につき1枚必要まいひつようです。
それぞれ申請しんせいをしてください。

Q2 しんせいしょ 申請書には誰だれを書きますか？

A2 おな いえ 同じ家でいっしょに住すんでいる人ひとや、同じお金おな かねで生活せいかつをしている人ひとを書いてください。えんじよ 援助のお金えんじよをもらえるかどうかを決める時ときに確認かくにんします。

- おな いえ 同じ家でいっしょに住すんでいる人ひと（住じゆう民票みんひょうの世帯せたいが別べつの場合ばあいも書いてください）
- かた 仕事しごとなどで別べつのところに住すんでいるけれど、同じお金おな かねで生活せいかつしている人ひと（親権者しんけんしやの人は、いっしょに住すんでいない場合ばあいでも書いてください）
- おな 生活せいかつの面倒めんどうを見ている、遠とほくに住すんでいる親戚おやぢ（課税証明書かぜいしやうめいしょなどで確認かくにんができる場合ばあい）

Q3 しやとく いつの所得しやとくで決めますか？

A3 ねん 2023年1月がつから12月がつまでの、家族かぞくみんなの所得しやとくで決めます。
お金かねが急きゆうになくなって困こまっている人ひとで、2024年の所得しやとくで就学援助しゆうがくえんじよを受けたい人ひとは、
2025年1月ねん1月がつから2月にち28日までに、申し込もうんでください。2024年ねんの源泉徴収票げんせんちゆうひやうか確定申告書かくていしんこくしやひかえ控さげをいっしょに出だしててください。

Q4 まえ とし 前の年の総所得そうしやとくが基準額きじゆんがくより少すくないかわかりません。申し込もうみができますか？

A4 まえ とし 前の年の総所得そうしやとくは、源泉徴収票げんせんちゆうひやうの「給与所得控除後の金額きやうしよとくこうじゆご きんがく」や確定申告書第一表かくていしんこくしやだいいちひやうの所得金額しやとくきんがくの「合計欄ごうけいらん」などかに書いてあります。家族みんなの所得しやとくが基準内きじゆんないかどうかかわからない場合ばあいは、申し込もうんでください。

Q5 さいしよ 最初さいしよにお金かねをもらえるのはいつですか？

A5 がつ 4月に申し込んだ人ひとは、7月7がつ下旬げじゆんにもらえます。（申し込もうみの締め切りし きりは、学校がっこうによりちがいます。）
修学旅行しゆうがくりょこうや宿泊しゆくはくを伴ともなう校外活動かうがいかつどうなど、使つかったお金かねがもらえる場合ばあいは、旅行りょこうに行ったあといにもらえます。
数すうか月かげつあとになります。

Q6 しゆうがくえんじよ 就学援助を受けていることを他ほかの人ひとに知られませんか？

A6 しゆうがくえんじよせいど 就学援助制度は、他ほかの人ひとに知られないよう手続きてつづきをします。他ほかの子こどもにも知られることがないように気きをつけています。

13 といあわ さき お問合せ先

こ 子どもの通っている学校	たんとう がっこう じ む しょくいん 担当 学校の事務職員	
または、 <small>よこはましきょういくいんかい</small> 横浜市教育委員会		
<small>しんせいほうほう</small> 申請方法など	<small>がっこうしえん</small> 学校支援	<small>ちいきれんけいか</small> 地域連携課
<small>せいど</small> 制度のことについては	<small>しゅうがくがかり</small> 就学係	TEL 6 7 1 - 3 2 7 0
<small>しょうがっこうきゅうしょくひ</small> 「小学校給食費」については	<small>けんこうきょういく</small> 健康教育	<small>しょくいくか</small> 食育課
<small>ちゅうがっこうきゅうしょくひ</small> 「中学校給食費」については	<small>けんこうきょういく</small> 健康教育	<small>きゅうしょくがかり</small> 給食係
<small>がっこうびょういりようひ</small> 「学校病医療費」	<small>にほん しんこう</small> 日本スポーツ振興	<small>ほごしゃふたんきん</small> センター保護者負担金
<small>がっこうびょういりようひ</small> 「学校病医療費」	<small>けんこうきょういく</small> 健康教育	<small>しょくいくか</small> 食育課
<small>にほん しんこう</small> 「日本スポーツ振興	<small>ほごしゃふたんきん</small> センター保護者負担金	<small>ほけんがかり</small> 保健係
		TEL 6 7 1 - 3 2 7 5

【見本】令和6年度就学援助申請書

申請番号

別の紙に書いてある記入例を見て、太枠の中を書いてください。当てはまることがある場合は☑を書いてください。

横浜市教育委員会教育長 私は、次の理由で就学援助を申し込みます。 援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関する（手続きやお金のこと）は校長にまかせます。 また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。（※） 令和 年 月 日 申請者の名前の後に必ずハンコを押して下さい。		① 子どもの ② 申請者（保護者）	① 子どもの ② 申請者（保護者）
横浜市教育委員会教育長 私は、次の理由で就学援助を申し込みます。 援助費の請求・受領・戻入・充当・復委任に関する（手続きやお金のこと）は校長にまかせます。 また、教育委員会による私の所得等の確認について同意します。（※） 令和 年 月 日 申請者の名前の後に必ずハンコを押して下さい。		① 子どもの ② 申請者（保護者）	① 子どもの ② 申請者（保護者）
フリガナ	フリガナ	子どもの続柄（関係）	フリガナ
名前	名前	子どもの名前	名前
住んでいる場所 横浜市 区		生まれた日	生まれた日
電話番号	電話番号	生まれた日	生まれた日
障害等級 障害年金をもらっているか	障害等級 障害年金をもらっているか	生まれた日	生まれた日
生まれた日	生まれた日	仕事	仕事
昭和	昭和	仕事	仕事
平成	平成	仕事	仕事
西暦	西暦	仕事	仕事
昭和	昭和	仕事	仕事
平成	平成	仕事	仕事
西暦	西暦	仕事	仕事

※所得等の確認は、本人が同意してから行います。申請者の人が確認に同意しない場合は、上に書いてある申請書の「また、教育・・・同意します」の部分に二重線で消してください。

世帯状況：この紙を書く日に、同じ家でいっしょに生活をしている人を全員、書いてください。上に書いた「①子ども」「②申請者(保護者)」は書きません。（おじいさんやおばあさん、いっしょに住んでいる人を忘れずに書いてください。）

いっしょに生活をしている人	子どもの続柄（関係）	所得等の確認について (18歳より大きい人だけ)	生まれた日	個別級に入っているか 障害等級 障害年金をもらっているか	会社や学校の 名前
		同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください (フルネーム) ☑ ()	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 ・ ・		
		同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください (フルネーム) ☑ ()	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 ・ ・		
		同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください (フルネーム) ☑ ()	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 ・ ・		
		同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください (フルネーム) ☑ ()	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 ・ ・		
		同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください (フルネーム) ☑ ()	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 ・ ・		
		同意する場合は名前を書くか、ハンコを押してください (フルネーム) ☑ ()	☐大正 ☐昭和 ☐平成 ☐令和 ☐西暦 ・ ・		

上に書いた人の中で、申請者と違うところに住んでいる人がいたら、名前と住んでいる場所を書いてください。

いっしょに出す書類（紙）がある場合は☑を書いてください
例 所得を証明する書類など

④ 小学校1年生・中学校1年生 下に当てはまる人は☑を書いてください。
☐ 他都市で、今、子どもの入学準備費に関する手続きをしています。※子どもの兄や姉のことではありません。

⑤ 全員、書いてください（当てはまる場所に☑を書いてください）
【該当理由】
☐ ①今、生活保護のお金をもらっている【理由1】
☐ ②2023年4月よりあとに生活保護のお金をもらえなくなった【理由2】
☐ ③児童扶養手当をもらっている か 申し込んでいる【理由3】
※児童手当・特別児童扶養手当のことではありません

第1号様式の1（申請書）【この紙は見本です。申請には使えません】

<input type="checkbox"/>	④お金のことで困っている【理由4】 → 下のあてはまるところに☑を書いてください
<input type="checkbox"/>	ひとりで子どもを育てている 児童扶養手当をもらっていない
⇒ (<input type="checkbox"/> 基準より多い所得がある <input type="checkbox"/> 遺族年金をもらっている <input type="checkbox"/> 同居者がいる)	
その他： <input type="checkbox"/> 仕事をやめた / <input type="checkbox"/> 家族が死んでしまった / <input type="checkbox"/> 離婚した (年 月) ←日にちを書いてください	
<input type="checkbox"/>	病院に行くお金が必要
<input type="checkbox"/>	面倒を見る家族が多い、お金がなくて困っている
<input type="checkbox"/>	仕事がある時と、ない時がある
<input type="checkbox"/>	収入が減った・少ないため
<input type="checkbox"/>	病気や家庭のことで、働けない
<input type="checkbox"/>	その他 ()

学校 教委 記入欄	学校が書くところです。(保護者の人は書かないでください)
-----------------	------------------------------

- ◎この申請書に書いてある内容は、就学援助のために使います。プライバシーには気をつけて取り扱います。
- ◎この申請書は機械で読み取ります。読み取れない場合、お金をもらえる時期が遅くなる場合があります。丁寧に書いてください。

第17号様式の1(受領申出書)【この紙は見本です。申請には使えません。】

2人より多い子どもが同じ学校に通っている時は、1枚だけ出してください

令和 年 月 日

申請者(保護者)

〒 □□□□ - □□□□

住所(住んでいるところ) 横浜市 区

名前

【見本】 就学援助費受領申出書 (兼口座振込依頼書)

就学援助のお金をもらう時は、銀行での振り込みになります。

(次のどれかひとつに☑を書いてください。)

- 2021年度に就学援助のお金をもらっていました。同じ口座に振り込んでください。
- 2021年度に就学援助のお金をもらっていました。別の口座(新しい口座)に振り込んでください。
- 2021年度はもらっていません。またはこの学校ではじめて申し込みをします。

【小学校1年生、中学校1年生は、ここに✓を書いてください】

横浜市立

学校長

次の口座に振り込んでください。

振り込み先 銀行の名前	銀行 金庫										支店
口座番号	普通・当座										※口座番号は右につめて 書いてください
金融機関コード						支店コード					
フリガナ											
口座名義人 (申請者)											

- (注) 1 金融機関口座は、申請書に書いた申請者(保護者)の口座を書いてください。
子どもの口座には振り込みができません。
- 2 振込先の口座をまちがうと、正しい口座になおす時にお金がかかることがあります。
気をつけてください。
- 3 銀行の名前や支店の名前・金融機関(支店)コード・口座番号は、必ず通帳を確認してから書いてください。
- 4 口座名義人のフリガナは、必ず書いてください。
- 5 ゆうちょ銀行の場合、口座番号には「振込用の口座番号」を書いてください。

もう ^こ申し込みをする ^こ子どもの ^{がくねん}学年・^{くみ}組・^{なまえ}名前を書いてください。

^{ねん} 年	^{くみ} 組	^{なまえ} 名前	^{ねん} 年	^{くみ} 組	^{なまえ} 名前
^{ねん} 年	^{くみ} 組	^{なまえ} 名前	^{ねん} 年	^{くみ} 組	^{なまえ} 名前

- ^{ねんど}2022年度の ^{しゅうがくえんじよ}就学援助のお金 ^{かね}がもらえるかどうかは、まだ ^き決まっています。

^き決まったら、すぐに ^ふ振り込む ^{てつづ}手続きをします。

^{しゅうがくえんじよ}就学援助のお金 ^{かね}がもらえない場合は、この ^{しよるい}書類（紙）は ^す捨てます。

- ^{とちゆう}途中で ^{ぎんこう}銀行や ^{こうざ}口座が ^か変わった場合は、すぐに ^{がっこう}学校へ ^{れんらく}連絡してください。
- ^{がっこうのうにゆうきん}学校納入金（学校にはらうお金）を ^{がっこう}払っていない場合は、^{しゅうがくえんじよ}就学援助のお金を ^{がっこうのうにゆうきん}学校納入金に ^{つか}使うことがあります。
- ^{しょうがっこうきゆうしよくひ}小学校給食費については、^{しゅうがくえんじよ}就学援助を受けることが ^き決まったら、すぐに ^{えん}0円になります。^{こうざ}口座からの ^ひ引き落 ^おとしはなくなります。その前に ^{まえ}払った ^{かね}お金は、^{おな}同じ ^{こうざ}口座に ^{かえ}返します。

※ ^{げんきん}現金の ^{とりあつか}取扱いを ^{すく}少なくするため、^{こうざふりこみ}口座振込にしてください。

※ ^{こうざ}口座を ^も持っていない人は、^{がっこう}学校で ^{かね}お金を ^{もら}います。下に を ^か書いてください。

^{げんきんうけとり}現金受取（^{がっこう}学校が ^{してい}指定する日に ^ひち・^{じかん}時間に ^{がっこう}学校に ^き来て ^{かね}ください。お ^{わた}金を渡します。）